

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 自衛官採用試験（自衛官候補生（男子））の試験期日及び試験会場を定める件 二六五
- 自衛官採用試験（自衛官候補生（女子））の試験期日及び試験会場を定める件 二六六
- 自衛官採用試験（一般曹候補生）の試験期日及び試験会場を定める件 二六七
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二六八
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六九
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 二七〇
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二七一
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件三件 二七二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二七三
- 土地区画整理組合の事業計画を認可した件 二七四
- 政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件の一部を改正する件 二七五
- 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件 二七六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七七
- 正誤 二七八
- 令和三年六月十一日付け定例第二百五号中 二七九

## 告 示

### 福島県告示第四百七十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、令和三年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間  
令和三年七月一日（木）から同年九月六日（月）まで
- 二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、適性検査	令和三年九月十七日（金）から同月十九日（日）までの間の指定する一日
口述試験、身体検査、経歴評定（受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの）	令和三年九月二十二日（水）から同月三十日（木）までの間の指定する一日

### 三 試験予定会場

#### 1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津北嶺高等学校	会津若松市相生町三番地二号
東日本国際大学	いわき市平鎌田寿金沢三十七番地
郡山女子大学	郡山市開成三丁目二十五番地二号
杉妻会館	福島市杉妻町三番地四十五号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地一一二号
福島県白河合同庁舎	白河市昭和町二六九番地二階

#### 2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

令和四年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達しない者)の、日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者とする。

六 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)  
電話〇二四一五四六一一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百七十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和三年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の採用試験について、次のとおり定める。  
令和三年六月二十五日

一 受付期間

令和三年七月一日(木)から同年九月六日(月)まで

福島県知事 内堀雅雄

二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、地理歴史及び公民、作文)、適性検査	令和三年九月十七日(金)から同月十九日(日)までの間の指定する一日
口述試験、身体検査、経歴評定(受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの)	令和三年九月二十二日(水)から同月三十日(木)までの間の指定する一日

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津北嶺高等学校	会津若松市相生町三番地二号
東日本国際大学	いわき市平鎌田寿金沢三十七番地
郡山女子大学	郡山市開成三丁目二十五番地二号
杉妻会館	福島市杉妻町三番地四十五号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地一一二号
福島県白河合同庁舎	白河市昭和町二六九番地二階

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

令和四年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達しない者)の、日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者とする。

六 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)  
電話〇二四一五四六一一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百七十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和三年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 受付期間  
令和三年七月一日(木) から同年九月六日(月) まで
- 二 採用の区分  
一般曹候補生
- 三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験(国語、数学、英語及び作文) 適性検査	令和三年九月十七日(金) から同月十九日(日) までの間の指定する一日

2 第二次試験(第一次試験の合格者のみ行う。)

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	令和三年十月九日(土) から同月十九日(火) までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
会津北嶺高等学校	会津若松市相生町三番地二号
東日本国際大学	いわき市平鎌田寿金沢三十七番地
郡山女子大学	郡山市開成三丁目二十五番地二号
杉妻会館	福島市杉妻町三番地四十五号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地一一二号
福島県白河合同庁舎	白河市昭和町二六九番地二階

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

令和四年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)  
電話〇二四一五四六一一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名称	所在地	指定年月日
こしいしクリニック	会津若松市大町一丁目二一〇	令和三年六月一日
高島歯科医院	会津若松市大町二一三一一	同 年三月二六日
西町調剤薬局	南相馬市原町区西町一一六七	令和二年八月一日

ウエルシア薬局南相馬原ノ町駅前店	南相馬市原町区旭町二丁目五二一	同 年 一 月 一 日
渡辺薬局	南相馬市原町区旭町一丁目八三番地	令 和 三 年 三 月 一 日
薬局青い鳥フアーマシー	南相馬市原町区栄町二丁目六二一三	同 年 四 月 一 日
ウエルシア薬局伊達桑折店	伊達郡桑折町字北町五〇一一	同 日
ひらた中央病院	石川郡平田村大字上蓬田字清水内四番地	同 年 五 月 一 日

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
高島歯科医院	会津若松市大町二一三一一	令 和 三 年 三 月 二 五 日
裕薬局	白河市東釜子字本町九六	平 成 二 九 年 八 月 三 一 日
渡辺薬局	南相馬市原町区旭町一丁目八三	令 和 三 年 二 月 二 八 日
ひらた中央クリニック	石川郡平田村大字上蓬田字大隅三〇	同 年 四 月

番地

三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所
	梅津 芳正
住 所	変更前
	本宮市長屋字馬次郎内五
住 所	変更後
	本宮市糠沢字愛宕一〇四一一

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グループホームあゆりの里	西白河郡矢吹町井戸尻四九六一一	有限会社横山製作所	西白河郡矢吹町井戸尻四九六一一	令 和 三 年 六 月 一 日	認知症対応型共同生活介護

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年六月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備えて縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ハシドラッグ川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字社前八三番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要  
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年六月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備えて縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウン安積 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
以下の事項について留意されるようお願いいたします。
  - 1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。
  - 2 防犯対策への協力  
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
  - 3 騒音の発生に係る事項  
原動機の定格出力が七・五キロワット以上の冷凍機の設置があるため、福島県生

活環境の保全等に関する条例に基づき、工事開始の三十日前までに騒音指定施設の設置届出書を提出すること。

- 4 廃棄物に係る事項等  
分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年六月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備えて縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）福島入江町商業施設計画 福島県福島市入江町四二番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
1 廃棄物に係る事項  
（一）事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。  
（二）産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。  
（三）事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、市の許可業者に委託すること。
- 2 工事施工に係る事項  
（一）児童生徒の登下校時において、建築工事に伴う工事車両及び物品搬入等に伴う車両の出入りには誘導員を配置するなどして十分に配慮いただきたい。  
（二）給水工事の設計及び施行にあたっては、福島市水道局発行の「給水装置工事設計施行指針」に基づくこととし、その詳細については、事前に給水課給水装置係と時間に十分な余裕を持って協議を行うこと。
- 3 安全管理に係る事項  
（一）交通渋滞による通行人の安全管理や、周辺住民への環境への配慮を行うこと。  
（二）一般買い物客が車両で出入りする際に、設置看板により安全確認を認識させるような配慮をお願いしたい。

- (三) 国道四号No1出口付近にはバス停が設置されており、路線バス停車時に死角とならないよう安全面に留意した交通整理を行うこと。
  - 4 自然災害発生時の協力体制に係る事項
  - (一) 自然災害発生時等、市から協力を依頼した場合の協力体制を整えること。
  - 5 周辺地域の生活環境の保持に係る事項
  - (一) 事業活動にあたり、周辺地域の生活環境の保持のため、施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うこと。
  - (二) 新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模小売店舗立地法第七条に基づく説明会の開催が一部省略されていることを鑑み、前項の取り組みを継続的に行うとともに、周辺地域からの問い合わせ等に対し、その都度、真摯な対応により十分な理解を得るための取り組みを行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市木幡字治家七〇の四から七〇の七まで、七〇の一〇、七〇の一、七〇の一四、七〇の一五、七〇の一九
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市針道字夏無八の一三から八の一八まで、八の二〇、八の二二、字大沢三
- 三 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
  - 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 二本松市針道字夏無八の一三から八の一八まで、八の二〇、八の二二、字大沢三
  - 三 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十四条第三項の規定により、土地区画整理組合の事業計画について、次のとおり認可した。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称
  - 伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
  - 令和三年六月十六日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
  - 福島県伊達市堀切端の全部の区域並びに一本木、上台、岡前、瀬戸場、鶴田、堂ノ内、原島、日照及び柳内の各一部の区域
- 四 事務所所在地
  - 福島県伊達市一本木三十八番地
- 五 設立認可の年月日

令和三年三月二日  
六 事業計画の認可の年月日  
令和三年六月十六日

(まちづくり推進課)

**福島県告示第四百八十七号**

政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件（平成八年福島県告示第三百十九号）の一部を次のように改正し、令和三年六月二十五日から施行する。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一中「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定」に改める。

(審査課)

**福島県告示第四百八十八号**

福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件（平成八年福島県告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定」に改める。

**附 則**

この要綱は、令和三年六月二十五日から施行する。

(審査課)

**公 告**

**公告第二百二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

**正 誤**

○令和三年六月十一日付け定例第二百五号中

ページ	段	行	正	誤
二四五	下	後ろか ら八	令和三年六月十一日	公布の日
二四六	上	十		